

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

美作市

### 2. 構造改革特別区域の名称

美作の国・賑わいのある田園都市特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

美作市の全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

#### (1) 地域の状況

本市は、岡山県の北東部に位置し、東は兵庫県、北は鳥取県と接している。人口は約3万4千人、面積は429.12 km<sup>2</sup>（東西約17 km、南北約42 km）で標高は56mから520mとなっており、山林原野が約8割を占める山間都市である。

市の中央部には中国縦貫自動車道が東西に走っており、京阪神圏と2時間弱で結ばれている。さらに中国横断自動車姫路鳥取線、美作岡山道路が現在建設中であり、完成すればなお一層の広域的な利便性の向上が期待できる。

また北部には氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている多くの自然保護区域があり、この豊かな自然が育む小川が源流となり、一級河川の吉野川、梶並川に注ぎ、地域を潤し、吉井川へと繋がっている。

そして、この緑豊かな自然と清流が織り成す美しい景観を活かした宿泊施設や、美作三湯の一つ湯郷温泉など観光資源にも恵まれている。

市では、これらの“地の利”を活かした施策を展開し、基幹産業である農林業を軸に観光、商工業等が調和のとれた『賑わいのある田園観光都市』を目指している。

美作市の人口（平成18年1月1日）及び土地利用状況

総人口 = 33,749人（男16,022人・女17,727人）高齢化率33.1%

総面積 = 429.12 km<sup>2</sup>

〔 宅地 = 10.1 km<sup>2</sup>（2.3%）、田畑 = 43.4 km<sup>2</sup>（10.1%）の内 3.89 km<sup>2</sup>が荒廃地、山林・その他 = 375.62 km<sup>2</sup>（87.5%） 〕

#### (2) 地域の課題

本市の観光の核である湯郷温泉は、古来より湯治場として多くの方々に親しまれ、愛されてきたが、景気の低迷、他の市内観光施設との面的繋がりが無いことから、来訪者は年々大幅に減少している。

#### 【湯郷温泉来訪者数】

年次	宿泊者数(人)	入湯者数(人)	合計(人)	増減数	増減率
平成12年	319,191	332,417	651,608		
平成13年	318,125	313,506	631,631	19,977	3.1
平成14年	313,436	312,285	625,721	5,910	0.9
平成15年	314,742	301,786	616,528	9,193	1.5
平成16年	256,205	282,307	538,512	78,016	12.7

この対策として、来訪者の回遊・滞在性を図るために観光ルートの開発を行うとともに、本市の基幹産業である農林業を活用し、都市と農村との交流人口の拡大による地域の活性化に取り組んでいる。

具体的には都市では味わうことのできない農家民泊による農業体験メニューの企画・策定を行っているが、これらの印象度、話題性が弱いため、あまり効果があがっていない。

また農業振興施策としては、本市では農家の生産性を高めるため「農地活用推進特区」の認定を受け、グリーンツーリズム事業、特産品開発等、県・普及センター、農協、市、生産者が一体となり取り組んでいる。この結果、黒大豆の作付面積で日本一の産地となっている。

しかし、山間地域においては、高齢化による担い手不足、水稻の生産調整等で、小規模農家の離農が進み、生産性の悪い農地は放棄され、荒廃地が拡大している。今まで守り続けられてきた農地が荒廃することで、農地がもたらす環境の保全、水質源のかん養、自然景観の形成が保てなくなり、水質の悪化、農山村の豊かな自然環境の破壊へと繋がり、本市にとって大切な財産を失いつつある状況にある。

#### 5. 構造改革特別区域計画の意義

当該特例措置は特区の中でも特に話題性が強いことから、他地域との差別化という効果が期待できる。そのため、グリーンツーリズム事業推進の起爆剤となり、交流人口の増加が見込まれる。また地元料理を濁酒と組み合わせ提供することにより、地元農産物の消費が拡大し、農業・農村地域の活性化に繋がる。この結果、地域の再生とともに、地域住民の自らの創意工夫によるまちづくりの実現につながる。

このように、濁酒の製造事業は停滞している農山村に活力を与え、都市農村交流による入り込み客数の増加と波及効果による地域経済の振興を図ることができ、全国的な構造改革へと波及されるものとして期待できる。また、構造改革特区からすでに全国展開された農地などの貸付事業は、企業等の労働力を活用し、遊休農地の解消や後継者のいない農業の停滞した中山間地域の振興や農業所得の向上といった効果を生みだしはじめている。

#### 6. 構造改革特別区域計画の目標

本市はこの計画により、現在地域が抱えている問題、課題を、地域住民自らの創意工夫と知恵を活かした施策の展開により解決し、地域活性化を図ることが急務と

なっている。そこで『地域【農村】と都市の交流』、『農業と観光の共生』というキーワードに着目し、地域住民が主体となった取り組みによる地域再生を目指す。

『地域【農村】と都市の交流』については、地域が提供する農村（農業）体験型イベントや農家民宿事業を展開し、都市部からの来訪者を迎え入れ、農村（農業）に対する理解度を高めてもらうことで、地域に対し抱いているありがちなマイナスイメージを払拭することが出来ると思われる。また、地域において開催するイベントでの振舞い酒や宿泊施設の晩酌酒として濁酒を提供することが出来れば、更なるイメージアップが図られる。

次に『農業と観光の共生』の事業としては、濁酒をブランド化し、近隣を含めた観光地の特産品としたり、地元農家の野菜を使った料理の提供や販売を併せ行うことで、安定した生産と消費に繋がり“地産地消”が可能となる。

更にこれらの事業展開を地元のみ情報とせず、インターネットを活用し、全国に情報発進することで、経済活動が停滞気味の地域に新たな来訪者（観光客）を生むと思われる。

このような事業展開により、農業の振興、ひいては農地が持つ本来の多面的機能を回復することができる。また来訪者が“リピーター”となってもらえることも期待でき、更にはスローライフを楽しむ『週末滞在型』から第二の人生の歩む『ふるさと』にもなることで、本市が掲げている『賑わいのある田園都市』の実現を目指す。

## 7．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この計画の実施により、都市と農村の交流が拡大することで、交流人口の増加・観光産業の活性化が見込まれると共に、本市が目指す「賑わいのあるまちづくり」の実現へと繋がる。また、地域の農産物を活用した地元料理や特産品の開発を行うことで、地産地消による消費拡大が見込まれる。このことは、農業の活性化をもたらし、遊休農地拡大の防止となる。この結果、農地が持つ本来の多面的機能の回復をもたらし、豊かな環境を次世代に継承することが可能となる。

現時点において、湯郷温泉では特定農業者による濁酒製造の要望があるが、今後、農家民宿等が濁酒製造免許を取得することにより、平成 22 年度までに 8 名の方が免許を取得するものと見込んでいる。

本市の観光資源を再考すれば、農業特区の認定を受け、グリーンツーリズム事業の取り組みをしている旧東粟倉村の「愛の村パーク」、そして全国的に知られている宮本武蔵誕生地の旧大原町には「武蔵の里」といった施設がある。本特例事業の実施に併せて、こうした観光資源を十分に活用することで、昨年度の本市来訪者 96 万人が、平成 18 年度には 101 万人、5 年後には 120 万人となることが見込まれる。

## 8．特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定業者に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 都市と地域との交流活動の促進

本市は、旧東粟倉村地区における「愛の村パーク」をはじめ、本市の自然と豊富な観光施設、さらに農村生活に根ざした優れた歴史、伝統文化を地域資源として、以前より都市農村交流を進めるなど、交流人口の増加策を展開してきた。農協、観光協議会、行政、生産者等の各種団体が一体となった「愛の村推進協議会」を中心としてこれら事業の展開を行っている。

(2) 特産品づくりと地産地消の推進

本市の特産品であるお茶、黒大豆等の消費を拡大し、農家所得の向上を図るため、農産物直売所等をとおして、地域で生産された新鮮な農産物を安価で来訪者に提供する。生産者が来訪者（観光客）と直にふれ合う場を設けることにより、消費者にとっては生産者の顔が見えるという安心感を与え、また生産者にとっては、生産・加工のみならず販売を自ら行うことにより、消費者と直接コミュニケーションをとる場となり、消費者の声を直接聞くことができ、ひいては生産意欲の向上にもつながる。

こうした取り組みで観光と農業に繋がりができ、地産地消の拡大による安定した農産物の販売を図る。

(3) 観光イベントとのタイアップ

本市には「はだか祭り」、「丑湯まつり」、「武蔵祭り」等地域に根ざした歴史ある祭りがある。こうしたイベントを通じて、地域の特徴をPRし、都市との交流を展開して交流人口の増加を図る。

(4) 農業経営基盤強化促進事業の推進

本市では、農地の有効利用を進めるため「農業経営基盤強化促進事業」を推進している。すでに全国展開された「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業」を活用し、新規農業者として企業等農業生産法人以外の法人が農地をリース取得することで、農業生産活動や遊休農地の有効活用を進める。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、濁酒を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、農家民宿、飲食店など）を併せ営む農業者（以下「特定農業者」という）で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

### 3. 当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

#### （1）事業に關与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### （2）事業が行われる区域

美作市全域

#### （3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### （4）事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手作りの酒（地酒）を宿泊者などに提供することで来訪者に対して付加価値を付け、従来のリピーターのみならず新たな当地域のファンを生み出すことにより活性化が図られる。

#### （5）特定事業の内容

濁酒を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・飲食店など）を併せ営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造して提供・販売する。この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法7条2項（最低製造酒量基準（年間6キロリットル））の規定は、適用しない。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、農家民宿などを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

濁酒の製造は新しい地場産品の創造となる。また、本特例措置は特区の中でも特に話題性が強いことから、地域活性化の起爆剤となり、農村・都市との交流人口の増加、農林産物の地産地消の拡大が期待できる。こうした地域活性化や経済活性化により、本市の基本理念である「にぎわいのある田園都市」の実現を目指す。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、無免許製造などの特定事業の実施により予想される弊害の防止のため、市の広報誌やホームページで制度内容の周知を図る。